(別記様式第1号)

計画作成年度	平成31年度
計画主体	千歳市

千歳市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 千歳市産業振興部農業振興課所 在 地 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地電 話 番 号 0123-24-0037 F A X 番 号 0123-22-8851 メールアドレス nogyoshinko@city.chitose.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、アライグマ、キツネ、
刈豕局臥	鳥類(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト)
計画期間	平成31年度~令和3年度
対象地域	北海道千歳市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成30年度)

自能の種類	被害の現状	
鳥獣の種類	品目	被害数値
ヒグマ	農業被害、生活環境被害	局地的な小被害(食害)
	大豆	2. 900ha
	てん菜	2. 878ha
	小豆	1. 900ha
	飼料作物(牧草、草地)	1. 200ha
エゾシカ	スイートコーン	1. 120ha
-	かぼちゃ	0.836ha
	小麦	0. 550ha
	馬鈴薯	0. 270ha
	その他 (ブロッコリー・レタス)	0. 127ha
	小計	11. 781ha
	デントコーン	4. 370ha
	スイートコーン	1.711ha
アライグマ	飼料作物(牧草)	1. 210ha
7 7 1 7 3	大豆	0. 100ha
	その他 (イチゴ・スイカ・ブドウ)	0. 080ha
	小計	7. 471ha
	スイートコーン	3. 850ha
	デントコーン	1. 850ha
キツネ	飼料作物(牧草)	0. 500ha
	その他(スイカ・メロン・大根・ビーツ)	0. 127ha
	小計	6. 327ha
	飼料作物(牧草)	4. 510ha
鳥類	かぼちゃ	0. 420ha
	てん菜	0. 100ha
	馬鈴薯	0. 100ha
	その他 (ブロッコリー・トマト)	0. 066ha
	小計	5. 196ha
	合計	30. 775ha

(2)被害の傾向

ヒグマ	冬眠明けの4月から11月上旬頃まで農村地域及び森林地域を中心に目撃情報が寄せられている。市街地や道路周辺での出没もみられ、人的被害の発生が懸念される。
エゾシカ	農村地域において農作物の播種期から収穫期までの長期に渡り農地に 出没し、農作物全般に渡る食害・踏み荒らし(農作物・樹皮等)の被害が ある。この他、支笏湖地域における樹木や市街地のフン被害も目立ってい る。近年では車両事故の原因になっており、安全確保対策も求められてい る。
アライグマ	平成 27 年度は 157 頭、平成 28 年度は 222 頭、平成 29 年度は 267 頭を捕獲しているが、依然として広範囲に生息している。スイートコーンなどの農作物や家畜飼料等が食害を受けている。
キツネ	農村地域において、スイートコーン、家畜飼料等が食害を受けており、 増加傾向にある。
鳥類	農村地域において、農作物や牧草の播種後に、掘り起こしや食害等の被害がある。また、牛舎や倉庫内で糞害があるため、環境衛生面の被害が懸念される。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和3年度)
ヒグマ	農業被害は局地的な小被害、人身 事故ゼロ	人身事故ゼロを目標とする
エゾシカ	被害面積 11.781ha	現状の被害報告に対して、10%減
アライグマ	被害面積 7.471ha	現状の被害報告に対して、10%減
キツネ	被害面積 6.327ha	現状の被害報告に対して、10%減
鳥類	被害面積 5.196ha	現状の被害報告に対して、10%減

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	【ヒグマ(銃器・箱わな)】	【ヒグマ】
	千歳市鳥獣被害対策実施隊の内	・ハンターの減少と高齢化。
	部組織として、千歳市クマ防除隊を	・北海道猟友会千歳支部に要請して
捕獲等に関す	結成し、銃器及び箱わな設置等によ	いるが、他に職業を兼職している隊
る取組	る被害防止対策を実施。	員も混在しているため、出動時期の
	(委嘱隊員数 20名以内)	調整が必要。

【エゾシカ(銃器)】

農村地域においては、道央農業協 同組合が北海道猟友会千歳支部と 協力し、有害鳥獣駆除事業を実施。 市が出役費の1/2を助成。

森林地域においては、石狩森林管 理署などの関係機関と協議し、例年 11月~2月に個体数管理を実施。

【エゾシカ】

- ・被害・出動要請の増加に伴う出 役費の確保。
- ・相当数を捕獲しているが、被害 の減少が未進展。
- ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担 の確保。

【アライグマ(箱わなの設置)】

市内一円において、箱わなを設置 し、捕獲を推進。

【アライグマ】

- ・被害・出動要請の増加に伴う出 役費の確保。
- ・相当数を捕獲しているが、被害 の減少が未進展。
- ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担 の確保。

【キツネ(銃器・箱わなの設置)】

農村地域においては、道央農業協 同組合が北海道猟友会千歳支部と 協力し、有害鳥獣駆除事業を実施。 市が出役費の1/2を助成。

市街地においては、箱わなによる 捕獲を実施。

【キツネ】

- ・被害・出動要請の増加に伴う出 役費の確保。
- ・相当数を捕獲しているが、被害 の減少が未進展。
- ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担 の確保。

【鳥類(銃器)】

農村地域においては、道央農業協 同組合が北海道猟友会千歳支部と 協力し、有害鳥獣駆除事業を実施。 市が出役費の1/2を助成。

【鳥類】

- ・被害・出動要請の増加に伴う出 役費の確保。
- ・相当数を捕獲しているが、被害 の減少が未進展。
- ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担 の確保。

組

有害鳥獣による農業被害の未然 等に関する取者上限20万円)を市が助成。

> ※H28年度 実績4件 H29年度 実績2件 H30年度 実績1件

電気牧柵等の防護柵の整備は、一部 防止を図るための施設設置(電気牧)で設置されているが、広範囲にわたる 防護柵の設置|柵等)に係る費用の1/2(1農業|整備が必要なことから、費用が嵩むこ とや管理労務が増加する等が課題。

> 道路の周辺、山林については、対策 が未実施。

(5) 今後の取組方針

(ヒグマ)

市は、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れのある個体について箱わなを設置するなどの事故防止のための対応を行う。また、市及び関係機関は、住民への注意喚起及び農作物残滓や生ゴミ等の処理等(屋外放置しないことなど)の啓発を行う。

(エゾシカ)

市は、農業被害防止のため道央農業協同組合への助成を継続するほか、支笏湖周辺の国 有林内等におけるエゾシカの個体数管理として捕獲を行う。

(アライグマ)

市は、捕獲人員の確保や捕獲機材の導入など体制強化に努め、捕獲数の増加を図る。

(キツネ)

市は、農業被害防止のため道央農業協同組合への助成を継続するほか、市街地においては、箱わなによる捕獲を行う。

(鳥 類)

市は、引続き道央農業協同組合への助成を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

被害防止のための合議体組織(連絡調整、対策の方針検討など)として千歳市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、情報交換・連携により効果的な捕獲等を行う。このほか、ヒグマについては、動向の確認や状況に応じた捕獲等を千歳市クマ防除隊が実施する。農村地域におけるエゾシカ・キツネ・鳥類については、銃器による捕獲等を道央農業協同組合が依頼する北海道猟友会千歳支部の会員が実施し、市街地におけるキツネについては、箱わなによる捕獲を市職員が実施する。アライグマについては、箱わなによる捕獲を市職員及び道央農業協同組合職員が実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
	ヒグマ	・わな狩猟免許取得の促進
平成31年	エゾシカ	・新たな担い手の育成の検討
~	アライグマ	・捕獲用くくりわなの導入の検討
令和3年	キツネ	
	鳥類	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数は、過去の許可捕獲頭数に基づき設定する。

社 在 白 巡	捕獲計画数等		
対象鳥獣	平成31年度	令和2年度	令和3年度
ヒグマ	出没個体状況に応じ	て決定する。	
エゾシカ	200 200		200
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから、通年で捕獲に取り組み、可		
7 7 1 7 7	能な限り捕獲する。		
キツネ	65	65	65
鳥類	3, 300	3, 300	3, 300

捕獲等の取組内容

捕獲予定場所は千歳市一円とし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7項の場所を除く。

捕獲の実施予定時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

	整備内容		
対象鳥獣	平成31年度	令和2年度	令和3年度
エゾシカ	被害状況の把握、先 事業の検討。	進地域の情報収集とそ	の情報提供及び整備

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
該当なし		

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある 場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
	ヒグマの出没時に対する人身事故の防止、安全確保対策や付
千歳警察署	近のパトロールの実施、必要な交通の遮断、その他、住民への
	注意喚起など
千歳市鳥獣被害対策実施隊	エゾシカ等の捕獲活動
工类士力一叶阶段	ヒグマの動向等の捜索・確認、状況に応じた捕獲及び追払い
千歳市クマ防除隊	など
	ヒグマ出没に対する千歳市クマ防除隊と連携した捜索及び
 千歳市	パトロール、関係機関への連絡、警察との連携による安全確保
一	対策、付近のパトロール、必要な交通の遮断、その他、住民へ
	の注意喚起の実施など
道央農業協同組合	ヒグマの出没に対する組合員への周知及び農作物の被害状
千歳市駒里農業協同組合	況の把握など

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり (千歳市ヒグマ目撃情報連絡系統図)

6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

	協議会の名称	千歳市鳥獣被害防止対策協議会
構		協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、
成	千歳市	鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務、有害鳥獣対
機		策の実施、地域住民への啓発活動など
関	北海道猟友会千歳支部	対象鳥獣の捕獲活動など被害防止活動の実施及び情
0		報提供、有害鳥獣対策の実施協力など
名	石狩農業改良普及センター	農業被害に係る情報提供など
称 •	石狩森林管理署	国有林内の被害に係る情報提供及びエゾシカ個体数 管理時の支援・協力など
役割	道央農業協同組合	被害状況の情報収集・把握、有害鳥獣対策の実施、 出没の情報提供等
	千歳市駒里農業協同組合	被害状況の情報収集・把握、出没の情報提供等
	千歳市森林組合	被害状況の情報収集・把握、出没の情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口 (捕獲許可等)
千歳警察署	交通事故対応、ヒグマ等出没時の対応、情報の提供及び共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

千歳市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により平成26年4月に設置。被害防止計画に基づく 対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市等との情報交換を行うことにより、対象鳥獣の生息や行動状況の把握など情報を 共有できる体制を構築する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設又は焼却処分する。なお、捕獲した エゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準 拠した処理を行い、食肉の衛生や安全性に配慮した処理を実施する。ヒグマについては、 必要に応じて検体を研究機関に提供する。

8 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

千歳市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための 合意形成を図り、関係機関等が実施する有害鳥獣捕獲の推進を図る。